

例えば…こんな時にお役に立ちます。

入院給付金

嘔吐や腹痛の症状があり受診したところ、腸閉塞とわかり13日間入院した。個室を利用し、母親が1日6時間程度付添介護にあたった。

入院2日目から
補償
プランB
の場合

①付添介護保険金	8,000円×12日	=	96,000円
②差額ベッド費用	3,000円×12日	=	36,000円
③入院諸費用	1,000円×12日	=	12,000円
④入院一時金		=	6,000円

お支払
保険金合計 **150,000円**



弁護士費用等補償

近所の人に定期的に嫌がらせや時々暴力を受けており、弁護士に相談した。(虐待)

補償プランB・Cのみ

お支払
保険金合計 **30,000円** (法律相談費用)



ケガの補償

ガラスに衝突して顔に裂傷を負い、10日間通院した。

補償プラン
B・Cの場合

③通院保険金
3,000円×10日 = 30,000円

お支払
保険金合計 **30,000円**



個人賠償責任補償

自転車で35歳男性と衝突し、男性は脳挫傷を負い終身常時介護が必要となった。1億3,000万円の賠償。

補償プラン
B・Cの場合

お支払
保険金合計 **1億3,000万円**



職業従事中事故対応費用補償

思い通りにならず勤務先のスタッフを叩いてケガをさせ、入院させてしまった。お見舞金として10,000円をお支払いした。

補償プラン
Cのみ

お支払
保険金合計 **7,000円** (見舞金)



個人賠償責任補償

大きな音に驚き手を振り回したため、近くにいた女性の眼鏡を壊してしまい、損害賠償責任を負った。

お支払
保険金合計 **50,000円**



2023年度版

知的障がい児者・自閉症児者のための

生活サポート 総合補償制度

生活サポート協会は知的障がい児者・自閉症児者の暮らしを支援します。

普通傷害保険(特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

大阪生活サポート協会は『表現活動』を支援しています。

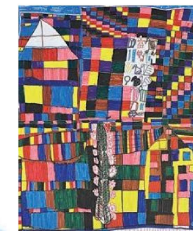
令和4年2月に初の作品展示会「～わたしRA-SHI-KU2021～」を国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)で開催しました。応募作品101点のうち88点を展示しました。全応募作品は当大阪生活サポート協会ホームページ「作品展示コーナー」に掲載しています。また、作品展示会の動画は多くの方々に観ていただきたくYouTubeに上げています。応募作品の中から6点をご紹介します。(※作品作者名 敬称略)



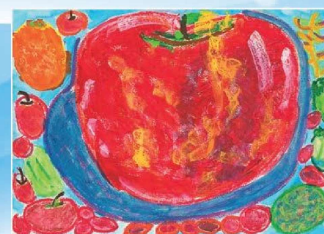
天真爛漫(てんしんらんまん)
〈中村 好希〉



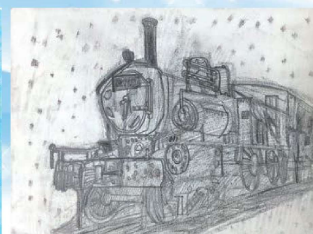
トーテムボールのあ
〈ワークスルールのあ〉



ぼくのうち
〈牧野 穂〉



大きなリンゴ あつたらいいなあ～!
〈小林 美絵〉



蒸気機関車
〈庄司 和由〉



海
〈うららのお店〉

大阪生活サポート協会は、知的障がい児者・自閉症児者が地域の中で「自分らしく生きる」ために各種事業と補償制度で支援しています。

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会
一般社団法人大阪知的障害児者生活サポート協会

ご加入の皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、必ず事前にご一読ください。特に、「保険金をお支払いできない主な場合」など、皆様にとって不利な情報が記載された部分については、その内容について必ずご確認ください。

Q & A よくあるご質問をご紹介します。

Q どの補償プランに加入したいのでしょうか?

A 病気やケガの入院が心配でしたら「補償プランA」が「補償プランB」がおすすです。入院諸費用に加え、1日3時間以上の付添介護や差額ベッド代が生じた場合にも補償されます。なお、ケガの入院は入院保険金が1日目より補償されます。就労している、あるいは病気入院の心配は少なく、おもに日常生活中や職業従事中に他人に損害を与えた時の補償が必要な方は「補償プランC」がおすすです。

Q 加入する際に医師の診察などが必要ですか?

A いいえ。医師の診察は不要です。

Q 既往症で入院しても、支払い対象になりますか?

A はい。先天性の疾病に起因する病気や、てんかん発作による入院なども支払いの対象となります。

Q 現在治療中なのですが、加入できますか?

A はい。治療中の方でもご加入いただけます。ただし、入院中の場合は、退院後の新たな入院が支払いの対象になります。中途加入の場合は、待機期間もございますのでご注意ください。

Q 弁護士費用等補償については、相談したいことがあった場合、弁護士さんのご紹介もしていただけるのでしょうか?

A はい。弁護士費用等補償の対象となった場合には、弁護士をご紹介します。各地域に相談できる弁護士と業務委託契約を締結しておりますので、ご加入しているサポート協会にご連絡ください。

加入に関するお問い合わせ先

■事務局

一般社団法人大阪知的障害児者生活サポート協会

〒542-0012 大阪府中央区谷町7-4-15
大阪府社会福祉会館内

TEL:06-6764-6889 FAX:06-6770-5988

<https://www.osakasupport.or.jp/>

補償に関するお問い合わせ先

■担当代理店

ジェイアイシーウエスト株式会社

〒540-0026 大阪府中央区本町1-1-1 OCT 7階

TEL:0120-177-294 (フリーダイヤル)

FAX:06-6944-1728

受付時間:午前10時～午後4時(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

大阪プロチャネル営業部

〒530-0011 大阪府北区大深町3-1

グランフロント大阪タワーB36F

TEL:06-7223-2010

このご案内は保険の概要をご説明したものです。詳細は担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせいただくか、専用のパンフレットをご参照ください。また、ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずお読みください。引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

(D-006165 2024-03)



3つのプランから
お選びいただけます。

* ご加入に際して健康診断や、医師の診察は必要ありません。

入院給付金(①②③)の補償開始について

入院期間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	30日目
入院4日目から	補償プランA	補償しません		4日目から補償開始!!		
入院2日目から	補償プランB	補償しません	2日目から補償開始!!			
入院2日目から	補償プランC	補償しません	2日目から補償開始!!			

★2023年4月1日時点で満65歳以上
(昭和33年4月1日以前に生まれた方)の場合、
補償プラン⑥にはご加入いただけません。

*「就労」には、就労移行支援および就労継続支援
A・B型を含みます。

補 償 内 容		補 償 項 目	補償プランA	補償プランB	補償プランC
入院給付金 病気やケガで 入院した時の補償	入院給付金 （既往症、てんかん発作などによる入院も対象となります。） 被保険者が病気やケガの治療（治療のための検査を含む。）により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。 〈ご注意〉 ・①付添介護保険金は被保険者の年齢や心身の状態等により必要となる付添または介助が補償の対象となります。お見舞い等は対象なりません。 ・②差額ベッド費用は、本人のみ対象となります。付添ご家族のベッド代は対象外となります。 ・④入院一時金は、①付添介護保険金、②差額ベッド費用、③入院諸費用のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。 ・④入院一時金の単独でのご請求はできません。	①付添介護保険金 3時間以上の付添介護を受けた日1日につき	8,000円 入院4日目から	8,000円 入院2日目から	— 入院2日目から
		②差額ベッド費用 差額ベッド代が生じた日1日につき			
		③入院諸費用 入院1日につき			
		④入院一時金 1入院につき			
ケガの補償 ■被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象となります。 ■入院保険金・通院保険金ともに1日目から対象となります。 ■地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合も対象になります。 （地震・噴火・津波危険補償セット） 〈ご注意〉 ・急激性のない自傷行為は補償の対象なりません。 ・てんかんを含む脳疾患や疾病・心神喪失によって生じたケガは補償の対象なりません。 ・⑦入院保険金は「入院給付金」①②③④とは別にお支払いします。 ・死亡保険金の受取人は法定相続人となります。	⑤死亡保険金	100,000円	100,000円	500,000円	
	⑥後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて	4,000～100,000円	4,000～100,000円	20,000～500,000円	
	⑦入院保険金 入院1日につき（180日限度）	3,000円	5,000円	5,000円	
	⑧通院保険金 通院1日につき（90日限度）	2,000円	3,000円	3,000円	
	⑨手術保険金 1事故につき1回	30,000円（入院中）15,000円（入院中以外）	50,000円（入院中）25,000円（入院中以外）	50,000円（入院中）25,000円（入院中以外）	
	個人賠償責任補償 ※1 日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物※2に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。 〈ご注意〉 ・被保険者が法的な賠償責任を負う場合に限ります。被保険者の範囲は補償概要をご参照ください。 ・保険金は、被保険者が負担する損害賠償の責任の割合に応じてお支払いします。同一の被保険者が、特定の行為を繰り返し行う場合等、事故の発生を予見でき「偶然な事故」といえない場合は、補償の対象となります。	⑩個人賠償責任補償 1事故あたり支払限度額	1億円	3億円	3億円
弁護士費用等補償 補償期間中に発生した被保険者への「被害事故」に対して、弁護士、司法書士、行政書士への相談費用や損害賠償請求費用をお支払します。また、補償期間中に被保険者が逮捕・勾留された場合の「弁護士接見費用」をお支払いします。 〈ご注意〉購入した物品が10万円以下の場合（消費者被害）や、初年度の加入日から180日以内に発生した虐待等、補償の対象とならない場合がありますので、詳しくは補償概要をご確認ください。		⑪損害賠償請求費用 1事故あたり支払限度額	—	200万円	200万円
	⑫法律相談費用 1事故あたり支払限度額（1回1万円限度）	—	5万円	5万円	
	⑬弁護士接見費用 1事故あたり支払限度額	—	1万円	1万円	
職業従事中事故対応費用補償 職業従事中（職業または職務に従事している間もしくは職業訓練を受けている間。通勤途上は除く。）に被保険者の行為に起因する偶然な事故により他人への身体の障害、財物の損壊が発生した場合に、引受保険会社の同意を得て被保険者が負担した費用をお支払いします。施設等の管理責任や個人の賠償責任の有無に関係なくお支払いします。	⑭被害者見舞・治療等費用 ア見舞金、見舞品購入費用 被害者死亡の場合…10万円限度 被害者入院の場合…2万円限度 イ被害者の医療処置、入院費用等 ウ葬祭費用	—	—	1事故につき、合算して 10万円限度 自己負担額（3,000円）	
	⑮損壊財物復旧費用	—	—	—	
病気で死亡したときの補償 被保険者が補償期間中に病気で死亡し、補償期間中または補償期間の終了日から60日以内に葬儀が行われた場合に、親族等が実際に負担した葬祭費用が補償の対象となります。	⑯疾病葬祭費用保険金 支払限度額	100,000円	100,000円	—	
	掛金（1年間）	19,500円	25,200円	22,000円	

※1施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。〔被保険者〕（補償概要をご参照ください。）に該当する方がいない場合には、保険金をお支払いできません。詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。

※2他人の物でも、預かったり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。

※1施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」(補償概要をご参照ください。)に該当する方がいない場合には、保険金をお支払いできません。詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。

※2他人の物でも、預かったり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。

注)以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。【個人賠償責任補償 等】

注)被保険者が受け取るべき保険金がある場合で、かつ被保険者が亡くなった場合、保険金の受取人は法定相続人となります。

注)掛金には会費(制度運営費)が含まれています。

注)補償プランの各補償項目に「―」と記載がある場合は、補償の対象外となります。